令和元年度 第11回理事会

日 時:令和2年2月7日(金) 15:10~15:25

場 所:テレビ会議(つくば市、日立市、川崎市)

I. 議 題

・国立研究開発法人森林研究・整備機構発注者綱紀保持規程の制定について

Ⅱ.報告

・国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター令和3年4月1日付け 新規職員募集について(非公表)

Ⅲ. その他

- 1. 今後の行事予定について
- 2. 主要行事

理事会資料令和2年2月7日

国立研究開発法人森林研究・整備機構発注者綱紀保持規程の制定について

国立研究開発法人森林研究・整備機構における発注担当者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不正な働きかけを受けた場合の対応方法等について定めることにより、発注事務の適正性及び透明性の向上を図り、発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的とするために新たに標記規程を制定する。

また、機構全体を包括する発注者綱紀保持規程を制定することから、森林整備センターにおいて、既に定められていた発注者綱紀保持規程は廃止する。

以上

国立研究開発法人森林研究·整備機構発注者綱紀保持規程(案)

令和 元年 月 日 番 号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下「機構」という。) における発注担当者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不正 な働きかけを受けた場合の対応方法等について定めることにより、発注事務の適正 性及び透明性の向上を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することを 目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「発注事務」とは、機構が調達する建設工事、測量、建設 コンサルタント業務等、物品及び役務(以下「公共工事等」という。)に係る仕様書 及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の 決定、監督及び検査、施工状況の確認及び評価その他の公共工事等の発注に係る関 連事務をいう。
- 2 この規程において「発注担当者」とは、発注事務を担当する役員及び職員(当該職員を監督する地位にある者及び発注事務に係る決裁手続に関わる者を含む。)をいう。
- 3 この規程において「事業者」とは、法人業者、共同企業体、組合その他の団体及 び個人業者並びにこれらの役員、従業員、代理人その他これに準ずる者をいう。

(発注担当者の責務)

- 第3条 発注担当者は、機構が実施する事業が国民から徴収された税金その他の貴重な財源により賄われていることを自覚するとともに、発注事務の適正性及び透明性の確保に努めるものとし、国民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。
- 2 発注担当者は、発注事務の実施に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)、国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程(平成13年森林総研第56号)、その他の発注事務に係る関係法令及び規程を遵守しなければならず、かつ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)、刑法(明治40年法律45号)等に抵触する行為をしてはならない。

(秘密の保持)

第4条 発注担当者は、公表前における予定価格、競争参加業者名等公正な競争を阻害するおそれのある職務上知ることのできた秘密を保持しなければならず、事業者、当該公共工事等に係る発注担当者以外の職員等にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

(事業者との応接方法)

第5条 発注担当者は、事業者との応接に当たっては、受付カウンターその他適切な場所において、原則として複数の職員で対応する等国民の疑惑を招くことのないようにするものとする。

(法令遵守責任者等)

第6条 発注担当者の綱紀保持を図るため、別表のとおり法令遵守責任者及び法令遵 守責任者の事務を補助する者として法令遵守担当者を置く。

(不当な働きかけを受けた場合・確認した場合の対応方法)

- 第7条 次の各号に該当する不当な働きかけ(電話、電子メール等により働きかけを 受けた場合も含むものとし、勤務時間内に行われたものであるかどうかを問わない。) を受け、又は確認したと思料する発注担当者は、当該不当な働きかけを行った者に 対して、不当な働きかけに該当する旨、応じられない旨及び当該不当な働きかけに ついて記録する旨を伝えるよう努めるものとする。
 - (1) 競争入札参加資格に関する依頼行為
 - (2) 指名競争入札への参加又は不参加に関する依頼行為
 - (3) 受注又は非受注に関する依頼行為
 - (4) 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度 の調査基準価格に関する情報聴取行為
 - (5) 公表前における総合評価落札方式の技術点に関する情報聴取行為
 - (6) 公表前における発注予定に関する情報聴取行為
 - (7) 公表前における入札参加者に関する情報聴取行為
 - (8) その他特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼行為又は情報聴取行為
- 2 不当な働きかけを受けたと思料する発注担当者は、当該不当な働きかけの内容を 別記様式の報告書に記録し、速やかにその所属する組織の第6条に規定する法令遵 守担当者に報告するものとする。

この場合において、当該発注担当者は、当該不当な働きかけの内容については、 事実に基づいて正確に記録するものとする。

- 3 前項の規定により報告を受けた法令遵守担当者は、速やかにその報告内容をその 所属する組織の第6条に規定する法令遵守責任者に報告するものとする。
- 4 同条第2項及び第3項の規定により報告を受けた法令遵守担当者は速やかにその 報告された不当な働きかけの内容を法令遵守責任者並びに入札監視委員会に報告す るものとする。
- 5 不当な働きかけを行った者に対しては、その内容に応じて、関係規程等に基づく 指名停止等の必要な措置を厳正に行うとともに、当該働きかけの内容について公表 するものとする。

(応接等の制限)

- 第8条 法令遵守責任者は、掲示による周知等により、事業者等職員以外の者の自由な出入りを制限できる区域の場所の確保に努めること。
- 2 法令遵守責任者は、発注担当者が事業者と応接するための受付その他応接するための場所の確保に努めるものとする。

(発注者綱紀保持のための研修、講習会等)

- 第9条 法令遵守責任者は、発注担当者の発注事務の的確な実施に関する理解を深めるため、発注担当者に対する研修、講習等を年1回以上実施するものとする。
- 2 この規程の運用の方法等については、「農林水産省発注者綱紀保持マニュアル」 (農林水産省大臣官房経理課制定)を参考とし、遵守すべき法令等に関する基礎知 識を身につけるとともに、法令遵守・綱紀保持のために日頃の事務の中で何を心が ければよいかを考え、発注事務に臨む基本姿勢を確認するものとする。

(発注担当者に対する指導、助言等の協力体制)

第10条 法令遵守責任者は、この規程の適正な運用を図るため、発注担当者に対する指導、助言、協力等を行う体制の整備に努めるものとする。

(公益通報窓口への通報)

第11条 役員及び職員による入札契約に関する法令違反に係る事実があると思料した役員及び職員は、公益通報窓口に通報するものとする。

(役員が規程に違反した場合の対処等)

第12条 役員にこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、 理事長は、その違反の程度に応じ、必要な措置を厳正に行うものとする。

(職員が規程に違反した場合の対処等)

第13条 職員にこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、その違反の程度に応じ、国立研究開発法人森林研究・整備機構職員就業規則第17章 に規定する懲戒処分又は厳重注意等人事管理上必要な措置を厳正に行うものとする。

(規程の有資格業者等への周知)

第14条 法令遵守責任者は、この規程の適正な運用に関する理解及び協力を得るため、この規程を、有資格業者等に周知するものとする。

(その他)

第15条 この規程を実施するために必要な事項については、別に定める。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

本規程の施行をもって国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター発注者 綱紀保持規程(平成20年4月1日(20森林整管第1-263号)は、廃止する。

別表 第6条関係

所 属	法令遵守責任者	法令遵守担当者	
森林総合研究所	総務部長	調達課長資産管理課長	
支所、多摩森林科学園	支所長、園長	総務課長	
林木育種センター	審議役	管理課長	
育種場	育種場長	連絡調整課長	
森林整備センター	森林管理部長	企画管理課長	
整備局	整備局長	総務課長	
水源林整備事務所	水源林整備事務所長	次長(次長を置かない事務 所にあっては、水源林整備 事務所長)	
森林保険センター	保険総務部長	保険経理課長	

報告書

報告書番号(年) - ○○ 令和 年 月 日

法令遵守担当者 殿

(報告者)所属氏名印

下記のとおり、国立研究開発法人森林研究・整備機構発注者綱紀保持規程に抵触すると思料される事実について、(確認した・働きかけを受けた)ので報告します。

1.	日 時	令和 年 月 日 () ○時○分~○時○分		
2.	方 法	対面・郵送・電話・FAX・電子メール		
3.	不当な働きか けをした者 (通報者)	会社名 氏 名 連絡先		
4.	対 応 者	所属 氏名		
5.	報告概要	(概略を記載・第3者からの情報を確認した場合には、第3者の氏名等を記載すること)		
6.	経緯	(事実関係の確認等報告に至るまでの経緯 ※関係資料があれば添付してください。)		

理 事 会 資 料 国立研究開発法人 森林研究·整備機構

今後の行事予定について

日 付	研究	整備	保険	行 事 名 等	場所
2月12日	0		0	森林気象害リスク評価シンポジウム	鉄鋼会館(東京都中央区)
2月13日~14日		0		森林林業技術等交流発表会	関東森林管理局
2月13日	0	0		四国地域評議会	森林総合研究所四国支所
2月14日	0			令和元年度林木育種成果発表会	東京大学弥生講堂 一条 ホール (東京都文京区)
2月17日	0			第4回育種運営会議	林木育種センター
2月18日	0	0		東北地域評議会	森林総合研究所東北支所
2月19日	0			交付金プロ「若齢林シカ」推進会議	森林総合研究所九州支所
2月19日	0			公開シンポジウム「大径材を木材産業のひなた に」	宮崎県県電ホール (宮崎県宮崎市)
2月20日	0			公開成果発表会「CLTの製造コストを1/2にし、施 エコストを他工法並みにする技術開発」	東京大学弥生講堂 一条 ホール (東京都文京区)
2月20日	0	0		令和元年度北海道地域研究成果発表会「北海道 における人工林資源の保続・有効利用に向けて」	
2月20日	0	0		九州地域評議会	森林総合研究所九州支所
2月21日	0	0		北海道地域評議会	森林総合研究所北海道支所
2月25日	0			関西地域評議会	森林総合研究所関西支所
3月6日	0	0	0	第12回理事会	森林総合研究所
3月9日	0			新潟大学災害・復興科学研究所・森林総合研究所 連携協定締結記念シンポジウム「山地の自然災 害と森林科学ー最新研究の動向ー」	新潟大学災害·復興科学研 究所(新潟県新潟市)
3月9日	0			令和元年度近畿中国森林技術開発協議会	近畿中国森林管理局
3月10日	0	0		東北国有林森林・林業技術協議会	東北森林管理局
3月13日	0			(仮称) 第2回里山広葉樹シンポジウム	近畿中国森林管理局
3月16日~18日	0			第70回日本木材学会大会	鳥取大学、とりぎん文化会 館(鳥取県鳥取市)
3月27日~30日	0			第131回日本森林学会大会	名古屋大学東山キャンパ ス(愛知県名古屋市)

主要行事(令和2年1月10日~令和2年2月6日)

		U
月日	行事内容	出席者
1月10日(金)	つくば市令和2年新春講演会	理事長、研究担当理事
"	【共】第10回理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
	【共】林野庁幹部との意見交換会	理事長、各理事、森林保険センター所長
	【研】リグニンネットワーク 公開シンポジウム	理事長、企画·総務·森林保険担当理事
21日(火)	【研】REDD+国際シンポジウム	理事長、研究担当理事
"	日本木工機械工業会新春講演会及び新年祝賀会	企画・総務・森林保険担当理事
22日(水)	茨城県林業団体合同新年の集い	理事長、育種事業・森林バイオ担当理事
23日(木)	第53回森林・林業技術シンポジウム	理事長、企画·総務·森林保険担当理事、森林業務担当理 事、法令遵守担当理事
27日(月)	【保】保険運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理 事、森林保険センター所長、両監事
"	【整】事業運営会議	理事長、企画·総務·森林保険担当理事、森林業務担当理 事、法令遵守担当理事、両監事
29日(水)	【研·育】職員倫理研修	理事長、企画·総務·保険担当理事、研究担当理事
31日(金)	【研】第31回エンカレッジ推進セミナー	理事長、企画·総務·保険担当理事
2月3日(月)	林野庁庁議	理事長
6日(木)	【保】第2回森林保険センター統合リスク委員会	企画・総務・森林保険担当理事、森林保険センター所長